

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第四百四号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表Ⅱに次のように加える。

191 末梢^{しよ}血管用ステントグラフト

- | | |
|----------|----------|
| ① 標準型 | 316,000円 |
| ② 長病変対応型 | 338,000円 |